

事務連絡
平成 25 年 2 月 26 日

地方厚生（支）局保険主管課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

東日本大震災による被災者が受けたあん摩マッサージ指圧師の施術及び
はり師、きゅう師の施術に係る医師の同意書等の取扱いについて（その 5）

東日本大震災による災害発生に関し、あん摩マッサージ指圧師の施術及びはり
師、きゅう師の施術に係る医師の同意書等の取扱いについては、「東日本大震災
による被災者が受けたあん摩マッサージ指圧師の施術及びはり師、きゅう師の施
術に係る医師の同意書等の取扱いについて（その 4）」（平成 24 年 9 月 28 日付厚
生労働省保険局医療課事務連絡）により連絡したところであるが、今般、平成 25
年 3 月 1 日以降の取扱いについて、下記のとおりとするので、関係団体に周知を
図るようよろしくお願いしたい。（改正力所は下線を引いた部分）

記

1. 医師の同意書の取扱い

下記 4 の「対象者」に該当する者は、震災の影響による診療所の閉鎖や診
療所に他の外来患者が集中していること等の理由により医師から同意書の交
付を受けることが困難な場合には、実際に医師から施術の同意を得ており、
避難指示等対象地域（※）の施術所（専ら出張のみにより業務に従事するこ
ととして保健所等に届出を行っている場合には施術者。以下同じ。）において施
術を受けた場合に限り、脱臼又は骨折に係る施術も含め、療養費支給申
請書（以下「申請書」という。）への医師の同意書の添付を省略するこ
ができることとする。

なお、この場合には申請書の摘要欄に同意書を添付できない具体的理由、
同意をした医師の氏名及び住所又は連絡先、同意年月日、病名並びに要加療
期間の指示がある場合はその期間（あん摩マッサージ指圧師の施術につ
いては症状、施術の種類、施術部位及び往療の必要の有無を含む。）を記載する



こと。

変形徒手矯正術については、その施術の態様に鑑み、直接に医師の診察を受けた上で同意を得ていることに特に留意する必要があることから、申請書の適用欄に診察年月日も併せて記載すること。また、申請書の適用欄に記載されたこれらの内容は施術録にも記載すること。

(※) 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点
(ホットスポット) (解除・再編された地域を含む。)

2. 再同意の取扱い

(1) あん摩マッサージ指圧師の施術（変形徒手矯正術を除く。）及びはり師、きゅう師の施術

下記4の「対象者」に該当する者は、震災の影響による診療所の閉鎖や診療所に他の外来患者が集中していること等の理由により、初療の日から3ヶ月を経過した時点（初療の日が月の15日以前の場合は当該月の翌々月の末日とし、初療の日が月の16日以降の場合は当該月の3ヶ月後の月の末日とする。）における医師の再同意の確認が困難な場合は、避難指示等対象地域の施術所において施術を受ける場合に限り、初療の日から6ヶ月を経過した時点（初療の日が月の15日以前の場合は当該月の5ヶ月後の末日とし、初療の日が月の16日以降の場合は当該月の6ヶ月後の末日とする。）までは同意の確認を猶予することができるることとし、その間に受けた施術については療養費の支給を受けられるものであること。

また、再同意について、同一の同意書により療養費を支給可能な期間は、医師による再同意から3ヶ月とされているところであるが、上記の理由による場合には、避難指示等対象地域の施術所において施術を受ける場合に限り、再同意の日が月の15日以前の場合は当該月の5ヶ月後の末日まで、月の16日以降の場合は当該月の6ヶ月後の末日までとすること。

なお、この場合は申請書の摘要欄に医師の同意の確認が困難な具体的理由を記載とともに、この猶予期間内に必ず医師の同意の確認を行うこと。

(2) あん摩マッサージ指圧師の施術（変形徒手矯正術に限る。）

下記4の「対象者」に該当する者は、震災の影響による診療所の閉鎖や診療所に他の外来患者が集中していること等の理由により、初療の日又は再同意の日から1ヶ月を超えて施術を受ける必要がある場合で医師の同意書の交付を受けることが困難な場合には、直接医師の診察を受けた上で実際に施術の同意を得ており、避難指示等対象地域の施術所において施術を受ける場合に限り、同意書の添付を省略することとし、その間に受けた施術については療養費の支給を受けられるものであること。

なお、この場合には申請書の摘要欄に同意書を添付できない具体的理由、同意をした医師の氏名及び住所又は連絡先、診察年月日、同意年月日、病名、症状、施術の種類、施術部位、要加療期間の指示がある場合はその期間及び

往療の必要の有無を記載すること。また、申請書の適用欄に記載されたこれらの内容は施術録にも記載すること。

3. 往療の取扱い

片道16キロメートルを超える場合の往療については、以下の要件のいずれも満たす場合に限り、往療料の対象とすること。

- ① 下記4の「対象者」に該当する者であって、震災により居住場所を移した者を対象とするものであること
- ② 当該患者に対して震災以前より往療を行っている施術所によるものであること。

なお、この場合の往療料は、片道16キロメートルまでとして算定した額とし、申請書の摘要欄に、震災により避難した旨、避難年月日、避難前及び避難後の居住場所並びに16キロメートルを超える往療を必要とする具体的理由を記載すること。

4. 対象者

「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者等の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長等について」(平成25年2月13日付厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、医療課、総務課医療費適正化対策推進室事務連絡。別紙参照。)(以下「一部負担金等に関する事務連絡」という。)の2の場合に該当し、保険者から交付された一部負担金等の有効期限が切れていない免除証明書を提示した者。

5. 取扱い期間

一部負担金等に関する事務連絡の2の場合に該当する者については、平成26年2月28日までの施術に係る取扱いとする。

6. その他

この取扱いは、東日本大震災の発生という事態に鑑み、地域を限って緊急やむを得ない措置として行われる特別なものであることから、この取扱いも含め、引き続き療養費支給の適正化に努めるものであること。

(別紙)

事務連絡

平成 25 年 2 月 13 日

地方厚生（支）局保険主管課・医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課
厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における
被保険者等の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長等について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域（以下「避難指示等対象地域」という。）における被保険者等の一部負担金の免除措置の取扱い等については、「東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長等について」（平成 24 年 1 月 31 日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・総務課医療費適正化対策推進室事務連絡）において、一部負担金の免除措置に対し、平成 25 年 2 月 28 日まで財政支援すること等としていました。今般、財政支援の期間を下記のとおり延長することを予定していますので、貴管下保険者及び関係団体においては、内容を御了知の上、適切な取扱いがなされるよう御配慮願うとともに、被保険者等に対して別添資料（別紙 1）により周知徹底いただきますようお願いいたします。

記

- 1 一部負担金の免除措置に対する財政支援の期間の延長について
避難指示等対象地域（※）の被保険者等（東日本大震災発生後に、他市町村（特別区を含む。以下同じ。）へ転出した被保険者等を含む。以下同じ。）の一部負担金の免除措置を平成 26 年 2 月 28 日まで延長することとし、これに対し、平成 25 年度において、平成 25 年 2 月 28 日までと同様の財政支援を予定していること。

（※）警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）（解除・再編された地域を含む。）

2 一部負担金等免除証明書について

- (1) 国民健康保険、後期高齢者医療制度、全国健康保険協会及び健康保険組合においては、避難指示等対象地域の被保険者等に対し、有効期限を更新した一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）を交付すること。
- (2) 平成 25 年 3 月 1 日以降も引き続き、保険医療機関等の窓口で有効期限が更新された免除証明書を提示した被保険者等についてのみ、一部負担金の支払を免除することとすること。
- (3) 保険医療機関等の窓口で有効期限が更新された免除証明書を提示できなかった場合には、「東日本大震災による被災者に係る医療保険の一部負担金等（窓口負担）の免除に関するQ&Aについて」（平成 23 年 5 月 18 日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡・同日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）でお示しした取扱いと同様に、別添 Q&A（別紙 2）のとおり取り扱うこととすること。

3 特定健康診査等の自己負担金の免除措置等に要した費用への財政支援の延長について

特定健康診査等の自己負担金の免除及び被災先との健診単価の差額に対する助成措置は、避難指示等対象地域（※）の被保険者等及び避難者（但し、特定健康診査等の受診対象者に限る。）について、平成 25 年度実施分まで延長すること。

医療機関等で受診される被災者の皆さんへ  厚生労働省

平成25年3月1日以降も、以下の方については、
引き続き、医療機関等での窓口負担は免除となります。

1. 窓口負担の免除を受けることができる対象者と期限

- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う
警戒区域等^(※1) の被災者^(※2) → 平成26年2月28日まで

(※1) 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点(ホットスポット)

(解除・再編された地域を含みます。)

(※2) 震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。

(注) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域等以外の被災者も、
ご加入の医療保険の保険者により、窓口負担が免除されることもありますので、
詳細については、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせ下さい。

2. 窓口負担の免除を受けるための手続

- 平成25年3月1日以降も、窓口負担の免除を受けるため
には、有効期限が切れていない免除証明書を窓口で提示
する必要があります。

(注) 上記免除証明書は、ご加入の医療保険の保険者から新たに送付されますが、
お手元に届かない場合は、ご加入の医療保険の保険者にお問い合わせ下さい。

**免除証明書に関してご不明な点があれば、
ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。**

- 次の場合の自己負担額の免除については、平成24年2月29日まで終了しています。
 - ・入院時の食費、居住費
 - ・被保険者証を医療機関等の窓口で提示できなかった場合
 - ・柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術 等

**医療保険の一部負担金の免除について(医療機関、患者あてのQ&A)
(市町村国民健康保険・後期高齢者医療制度・健康保険・船員保険)**

【一部負担金の還付関係等】

問1 平成25年3月1日以降、医療機関等の窓口で有効期限が更新された免除証明書を提示できなかった場合、一部負担金は免除にならないのか。

(答)

平成25年3月1日以降は、有効期限が更新された免除証明書を医療機関等に提示しない場合、原則として一部負担金の支払いが必要になります。ただし、免除証明書が手元に届いていない場合など、提示できなかつたことがやむを得ないと認められるときは、ご加入の医療保険の保険者に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができます。

問2 保険者から還付を受けるためには、どのような書類が必要になるのか。

(答)

すでに支払ってしまった一部負担金の還付を受けるためには、ご加入の医療保険の保険者に還付申請書を提出する必要があります。還付申請書を提出する際には、

- ①免除証明書(免除証明書の交付申請がお済みでない方は免除申請書)
- ②医療機関等が発行した領収証など、支払った一部負担金の金額が確認できる書類

を併せてご提示ください。なお、還付申請書を提出する時点で、有効期限が更新された免除証明書が手元に届いていない場合には、ご加入の医療保険の保険者にお問い合わせください。